

令和6年度府中市集団指導資料

通所系サービス編

(地域福祉推進課)

【目次】

- 1 運営指導における指摘事例について
 - (1) 通所介護計画の作成
 - (2) 勤務体制の確保等
 - (3) 事故発生時の対応
 - (4) 秘密保持
 - (5) 介護給付費の算定



1 運営指導における指摘事例について

多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

（ 根拠法令は地域密着型通所介護を例にしています。）

(1)通所介護計画の作成

指摘事項

通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、計画を交付すること

【根拠法令】

市規則 第59条の10第3項
基準について第3の2の2の3(3)

具体的な指摘事例

- ・利用者又はその家族に対して計画の内容を説明していなかった。
- ・利用者に計画の内容について同意を得ていなかった。
- ・利用者の同意ではなく、家族の同意を得ていた。
- ・サービス利用開始後に利用者の同意を得ていた。

チェックポイント

通所介護計画は次のとおり作成しているか。

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載しているか。

通所介護計画を居宅サービス計画に沿って作成しているか。

通所介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ているか。

通所介護計画を利用者に交付しているか。

通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。

(2)勤務体制の確保等

指摘事項

利用者に対して適切な通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めること。

【根拠法令】

市規則 第59条の13第1項

基準について 第3の2の2の3(6)

具体的な指摘事例

- ・兼務を行っている従業員について、職種ごとの勤務時間が明確になっていなかった。
- ・必要事項が網羅された勤務表が作成されていなかった。

チェックポイント

次の内容が明確な月ごとの勤務表を作成しているか。

従業員の職種、勤務形態（常勤・非常勤）

管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置及び兼務関係

従業員の日々の勤務時間（勤務時間帯） 従業員ごと

従業員の当月の勤務時間数合計 従業員ごと

【ここに注意！】

兼務がある職員の場合は、**職種ごとの勤務時間帯**や勤務時間数等が明確になるように作成してください。

(3)事故発生時の対応

指摘事項

利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うこと

【根拠法令】

市規則 第59条の18第1項

基準について第3の2の2の3(11)

具体的な指摘事例

- ・市への連絡を要する事故の報告がされていなかった。

チェックポイント

利用者に対する事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者に連絡をとっているか。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。
(損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望ましい。)

夜間や深夜のサービスにおいて事故が発生した場合も、同様の対応をしているか。

(4)秘密保持

指摘事項

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること

【根拠法令】

市規則 第59条の20（第35条第3項準用）

基準について第3の1の4(26)

具体的な指摘事例

- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ていなかった。

チェックポイント

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。

従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。（誓約書や違約金の定め等）

(5)介護給付費の算定

指摘事項
<p>誤った報酬請求が判明したケースについては自主点検を行い、該当する利用者については保険者及び利用者へ返還手続きを行うこと</p>
具体的な指摘事例
<p>(理美容サービスを提供した際の報酬請求について) ・利用者が事業所内で理美容サービスを利用した時間についても、当該利用者に対する通所介護サービス提供時間として報酬請求を行っていた。</p> <p>(個別機能訓練加算) ・機能訓練指導員が1名しか配置されていない日においても、個別機能訓練加算()口を算定していた。</p>
チェックポイント
<p>請求業務を行う際に、サービス提供時間から除外すべき時間を控除して、正しい時間数で請求しているか。また、請求業務のチェック体制は問題ないか。</p> <p>機能訓練指導員の日ごとの勤務時間、配置人数を的確に把握しているか(機能訓練指導員が兼務をしている場合には、日ごとの機能訓練指導員の配置人数に注意しているか)。</p>

「市規則」=府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年3月規則第10号)

「基準について」=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知)

「告示126」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月厚生労働省告示第126号)

「留意事項」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月厚生労働省老健局計画・振興・老人保険課長連名)